2.6.2.　データストリーム情報

OBDは、スキャンツールから要求があった場合に、別紙３の表１から表３までに記載されている情報をリアルタイムで提供するものとする。この場合において、可能な範囲で補正又は加工した内部に使用する代理値を提供するものとする。

OBDは、算出した負荷及びトルクとして、該当するエンジンシステムの内で算出された最適な値を報告するものとする。

エンジン負荷及び回転数に関するOBD情報の一覧を別紙３の表１に示す。

OBD監視を有効又は無効にするために、排出ガス又はOBDが使用する場合に含まれなければならないその他のOBD情報を別紙３の表２に示す。

エンジンに備えられている場合又は当該情報を検知若しくは計算する場合に含まれなければならない情報を別紙３の表３に示す。

自動車製作者等の決定により、その他のフリーズフレームデータ又はデータストリーム情報を含めることができる。

別紙３の表２及び表３に記載されている情報データを提供する目的のためにエンジンに備える必要はない。

ある装置がOBDによって監視されているが、別紙３で扱われていない場合、データストリーム情報には、別紙３に記述されている要領と同様の形で当該装置のセンサ及びアクチュエータのための情報要素を含むものとする。この情報は、試験機関に提出しなければならない。

2.6.3.　OBD情報へのアクセス

OBD情報へのアクセスは、別紙４及び以下に記載されている規格に従い、提供されるものとする。

自動車製作者等は、補足的な車載式故障診断表示装置を使ってOBD情報にアクセスできるようにすることができる。このような補足的な装置は、本技術基準の要件の対象としない。

OBD情報へのアクセスは、自動車製作者等からのみ入手できるアクセスコードやその他の装置又は方法に依存してはならないものとする。OBD情報の解釈においては、解読情報が一般に入手できる場合を除いて、独自の解読情報を要さないものとする。

OBD情報のアクセスには、全てのOBD情報を取り込むために単一のアクセスポイント又はノードが採用されるものとする。この方法により、本技術基準で要求されるOBD情報にアクセスできるものとする。また、この方法によって、2.6.1.及び2.6.2.に定義されているOBD診断情報へアクセスできるものとする。

OBD情報へのアクセスは、次のいずれかの規格を用いて提供されるものとする。

(a)　ISO　15765－４（コントローラエリアネットワークに関する規定）を使用したISO　27145

(b)　ISO　13400（イーサネットに関する規定）を使用したISO　27145

(c)　SAE　J 1939－73

自動車製作者等は、可能な限り、ISO又はSAEによって定義された適切な故障コードを使用するものとする。識別が困難な場合、ISO　27145又はSAE　J 1939の関連する規定に従った故障コードを使用してもよいものとする。故障コードは、本技術基準の規定に適合する標準化された診断装置でアクセスできるものとする。

自動車製作者等は、本技術基準の規定に関連しておらず、かつ、ISO　27145及びSAE　J 1939に規定されていない排出ガス関連データであっても、ISO又はSAEの基本体系に沿った形でデータを提供するものとする。

OBD情報へのアクセスは、有線通信によって可能になるものとする。OBD情報は、別紙４に記載する規格の要件に適合するスキャンツールを用いて要求された場合に、OBDが提供するものとする。

2.6.3.1.　コントローラエリアネットワークにおける有線通信

OBDの有線データリンクの通信速度（以下「ボーレート」という。）は、250kbps又は500kbpsとする。

自動車製作者等は、別紙４に記載する規格に準拠したボーレートの選択及びOBDの設計をするものとする。OBDは、スキャンツールが２種類のボーレートで自動検知を実行した場合に障害が発生しないものとする。

車両とスキャンツールとの接続インターフェースは、標準化されたものとし、ISO　15031－３：2004タイプA（12VDC電源）、タイプB（24VDC電源）又はSAE　J 1939－13（12V又は24VDC電源）の要件の全てに適合するものとする。

2.6.3.2.　イーサネットにおける有線通信の規格

イーサネットにおける有線通信の規格は、別紙４による。

2.6.3.3.　接続端子の位置

接続端子は、車両室内の運転者側のフットウェル領域内で、当該車両の運転者側とセンターコンソールの運転者側の端部（車両にセンターコンソールがない場合は車両の中央線）とを境界とした範囲内に配置し、高さはステアリングホイールを調節可能な最低の位置にした場合の当該ステアリングホイールの下端よりも高くない位置とする。接続端子は、フロアに取り付けられたギアセレクター、パーキングブレーキレバーやカップホルダーの近くの水平面、ステレオやラジオ、空調機やナビゲーションシステムコントロールの近くの垂直面上のいずれにも配置してはならない。接続端子の位置は、スキャンツールを接続する際に、わかりやすく、接続しやすい位置とする。運転者側のサイドドアがある車両の場合は、運転者側のサイドドアを開けた状態で車両の運転者側の外側にいる人がスキャンツールを接続する際に、わかりやすく、接続しやすい位置とする。

試験機関は、通常の使用条件において、接続端子へ容易に接続でき、事故による損傷から保護される位置であることを前提として、自動車製作者等の要請に対し、代わりの位置を認めることができる。

接続端子が特定の装置の箱に入っている又は被われている場合、箱のカバー又は格納扉を工具によらず手で外すことができ、接続端子の位置を特定するために「OBD」と明確に表示しなければならない。

自動車製作者等は、補足的な診断接続端子及びデータリンクを車両に備えることによって、義務付けられたOBD機能以外の自動車製作者等固有の目的に用いることができる。補足的な接続端子が別紙４に記載する標準診断接続端子のいずれかに適合する場合、本技術基準で義務付けられる接続端子のみを「OBD」と明確に表示することによって他の類似の接続端子と識別するものとする。

2.6.4.　スキャンツールによるOBD情報の消去又はリセット

スキャンツールから要求された場合、以下のデータを記録装置より消去する又は本技術基準で規定されている値にリセットするものとする。

表２　OBD情報の消去又はリセット

OBD情報データ	消去可能	リセット可能※
MIステータス		可能
OBDのレディネス		可能
MIが作動してからのエンジン作動時間 （連続式MIカウンター）	可能	
すべての故障コード	可能	